

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(3)	(5)	(3)	(1)	(2)	(2)	(4)	(5)	(4)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
96%	98%	68%	76%	92%	76%	72%	56%	96%	84%

1 天 皇

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 3 条)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 4 条 1 項)。
- (3) 誤り。 憲法 4 条 2 項は、「天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」と規定する。国事行為の委任は、短期間の病気療養や外国旅行などの際に行われる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 6 条 1 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 6 条 2 項)。

2 内閣総理大臣

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 66 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 67 条 1 項前段)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 68 条 2 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 70 条)。
- (5) 誤り。 憲法 72 条は、内閣総理大臣の職務として「内閣を代表して議案を国会に提出」することを定めている。「議案」には、法律案、予算 (憲法 73 条 5 号)、条約の承認 (憲法 73 条 3 号) などがある。

3 都道府県公安委員会

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 都道府県公安委員会は、都道府県知事の所轄の下に置かれるところ (警察法 38 条 1 項)、「所轄の下」とは、独立性の強い機関としての関係を意味する。すなわち、都道府県公安委員会は独立して自らの権限を行使するものであり、都道府県知事は都道府県公安委員会に対する指揮監督権限を持たない。

- (3) 誤り。 警察署協議会の設置は条例で定めることとされている(警察法 53 条の 2 第 4 項)。そのため、警察署協議会を置かない場合の「特別の事情」(同条 1 項ただし書)の有無の判断は、条例を制定する都道府県議会が行う。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(警察法 43 条の 2)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(警察法 42 条 3 項)。

4 警職法 6 条

正解 (1)

- (1) 誤り。 本条 1 項が定める危険時の立入りは、即時強制の規定であり、相手方の意思に反する場合でも行うことができる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 本条 2 項の公開の場所への立入りにおいて、管理者は、警察官が「その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない」が、本項は即時強制を認めたものではないため、仮に要求を正当の理由なく拒否された場合でも、強制的に立入りを行うことはできない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(本条 3 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(本条 4 項)。

5 通貨偽造罪

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 通貨偽造罪における「行使の目的」は、偽造者が自ら流通に置こうとする目的であると、他人を介して流通に置こうとする目的であるとを問わない(最判昭 34・6・30)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(大判昭 3・6・1)。

6 名誉毀損罪

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(大判昭 8・9・6)。
- (2) 誤り。 名誉の主体となる「人」には、自然人のみならず、法人及び法人格のない団体も含まれる(大判大 15・3・24)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(最判昭 36・10・1)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(大判大 15・7・5)。名誉毀損罪は「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」場合に(刑法 230 条

1項)、侮辱罪は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した」場合に(刑法231条)、それぞれ成立する。

- (5) 正しい。虚偽の事実を摘示することによって死者の名誉を毀損した場合、名誉毀損罪が成立する(刑法230条2項)。

7 刑法上の占有

正解(4)

- (1) 正しい。枝文のとおり(大判大8・4・4)。
(2) 正しい。枝文のとおり(最決昭31・1・19)。
(3) 正しい。枝文のとおり(大判大13・6・10)。
(4) 誤り。鉄道列車内に乗客が置き忘れた荷物については、車掌等の占有は認められない(大判大15・11・2)。
(5) 正しい。枝文のとおり(最判昭32・7・16)。

8 逮捕後の手続

正解(5)

- (1) 正しい。司法巡査には、逮捕された被疑者の留置要否の判断をする権限はなく、その判断は司法警察員が行う(刑訴法203条1項)。
(2) 正しい。枝文のとおり(刑訴法203条1項)。
(3) 正しい。枝文のとおり。
(4) 正しい。枝文のとおり(刑訴法203条2項)。
(5) 誤り。逮捕状の引致場所の記載(刑訴法200条1項)の趣旨は、引致場所を特定することで被疑者の防御権の行使等を可能とするものであるから、たとえ捜査の必要がある場合でも、記載された引致場所以外の場所に引致することはできない。一方で、留置場所については、引致場所と同一であることが望ましいものの、引致場所における留置が困難又は不相当である場合には、捜査機関の判断で、被疑者を引致場所以外の場所に留置することができる。

9 捜索・差押え

正解(4)

- (1) 正しい。枝文のとおり(刑訴法222条1項・115条)。
(2) 正しい。枝文のとおり(刑訴法222条3項・116条1項)。
(3) 正しい。枝文のとおり(刑訴法222条1項・118条)。
(4) 誤り。公務所内で被疑者の捜索を行う場合には、公務所の長等の立ち会いを要する(刑訴法222条1項・114条1項)。ここでいう「被疑者の捜索」(刑訴法220条1項1号)とは、被

疑者を発見するための活動をいう。警察官が既に発見した被疑者を見失わずに追跡中に、被疑者が公務所内に逃げ込んだ場合、被疑者を逮捕するために同所に立ち入る行為は、被疑者を発見するための捜索には当たらず、公務所の長等の立会いを要しない。

- (5) 正しい。 枝文のとおり（東京地決平元・3・1）。

10 弁護人選任権

正解（1）

- (1) 誤り。 刑訴法 30 条 2 項は、「被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。」と定める。「独立して」とは、同項所定の選任権者は、被疑者・被告人の意思と関わりなく弁護人を選任できることを意味する。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。被疑者の法定代理人は、独立して弁護人を選任することができる（刑訴法 30 条 2 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 35 条、刑訴規則 27 条 1 項）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 203 条 3 項）。弁護人選任の効力は事件単位で及ぶためである。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（犯捜規範 133 条 3 項）。